

議案第13号

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和8年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年12月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第8条中「定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」を「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して市長が規則で定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に市長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額」に改める。

第27条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第27条の2第2項中「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。